

令和元年度第1回山口地方労働審議会議事録

開催日時 令和元年11月25日(月) 10:00~12:00

場 所 翠山荘(山口市湯田温泉3-1-1)

【監理官】

開会の前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、先日事務局からあらかじめ発送させていただいたものと、本日配付させていただいたものがございます。

事前に委員の皆様方にお届けしている審議用資料でございますが、インデックスで記しておりますように、「実施状況」、「環境室」、「基準部」、「安定部」、「あらまし」、「運営方針」を準備させていただきました。

本日机上に配付させていただきました資料は、「レジュメ」、「配席表」でございます。

以上でございますが、資料に過不足はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【監理官】

それでは定刻となりましたので、ただ今から令和元年度第1回山口地方労働審議会を開会いたします。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます山口労働局雇用環境・均等室 監理官の原田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、事務局から委員の出欠状況を御報告いたします。

本日は、公益代表委員6名中5名、労働者代表委員6名中6名、使用者代表委員6名中6名、計17名の御出席をいただいております。

よって、地方労働審議会令第8条第1項に定める定数「委員の3分の2以上、又は各代表委員の3分の1以上」に達しており、審議会が有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

なお、出席されました委員の御紹介につきましては、本日お配りしております資料に添えた出席者名簿を御覧頂きたいと存じますが、前回の労働審議会の開催以降に新たに御就任いただいております委員5名を御紹介させていただきます。

まずは、

公益代表委員の徳田恵子委員でございます。

「弁護士の徳田です。よろしくお願ひします。」

労働者代表委員の石川朋美委員でございます。

「石川でございます。よろしくお願いいたします。」

労働者代表委員の中元直樹委員でございます。

「中元です。よろしくお願いいたします。」

使用者代表委員の奥田宏委員でございます。

「奥田でございます。よろしくお願いいたします。」

使用者代表委員の佐藤邦彦委員でございます。

「佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。」

本審議会の傍聴希望者はございませんでしたので、併せて御報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、村井労働局長から御挨拶を申し上げます。

【局長】

皆さんおはようございます。

(おはようございます。)

山口労働局長の村井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

審議会委員の皆様方におかれましては、本日大変お忙しい中で、審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、平素より、私共の労働行政の推進に御理解と、御協力を賜っております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、山口県の雇用情勢につきましては、本年9月の有効求人倍率が1.62倍となりまして、基調判断を「着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している」と判断をしているところでございます。

また、来年春に卒業を予定しております県内高校生の「就職内定率」につきましては、9月末で77.3%と、こちらも現在の形で統計を取り始めて以降、過去最高を記録しておりまして、高水準を維持している状況であります。

しかしながら、一方では県内企業におきましては、大変厳しい人手不足の状況が続いております。地域経済への影響が懸念されているところであります。

このような中でありますけれども、本年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されまして、当局、山口労働局におきましては、働き方改革の着実な実行のため、局と署・所が一体となって取組を強力に進めているところであります。

特に、今年度におきましては、時間外労働の上限規制、こちらが来年4月まで猶予されております中小企業に対してまして、制度周知のための説明会の開催、それから助言、指導のほか、各種助成金の活用などによりまして、生産性の向上に向けた、そういった支援にも取組を進めているところでございます。

また、来年4月からは、パートタイム・有期雇用労働法の施行によりまして、大企業におきましては、いわゆる同一労働同一賃金の規定が新たに適用されます。説明会を開催するなど法制度の周知に力を入れて取り組んでいるところでございます。

これらの働き方改革に関する取組に関しましては、県内の企業において円滑に制度導入が進みますよう、労働基準監督署に設置しております「労働時間相談・支援班」による支援のほか、山口市に開設しております「働き方改革サポートオフィス山口」、これを活用しながら事業主に対するきめ細かな支援も併せて実施しているところでございます。

一方で、労働局や労働基準監督署には、長時間労働やサービス残業といった相談・情報が数多く寄せられております。中には脳・心臓疾患等で労災請求がなされ支給決定に至るなど、過重労働による健康障害も実際に発生している状況であります。

また、県内の今年の労働災害発生状況について見てみますと、9月末時点の死亡者数は7人と、こちらは前年同期に比しまして1人の減少となっておりますけれども、休業4日以上の子傷者数について見てみますと、9月末時点で849人と前年同期に比しまして5人、率にして0.6%の増加となっております。労働災害の防止に向けて取り組みを進めております第13次労働災害防止計画を進める上で、大変厳しい状況となっております。

山口労働局では、年度後半に向けまして、引き続き長時間労働が疑われる企業に対しまして指導監督を的確に実施いたしまして、適正な労働時間管理を進めてまいりたいと考えております。また、労働災害防止対策につきましても全力で取り組んでまいります。

さらに、県内において深刻化しております人手不足に対する取組につきましては、人材確保対策を局の最重要課題の一つと掲げまして、ハローワークにおきましてはミニ求人説明会の開催、それから応募前に職場見学会を実施するなど、求人企業が求職者にアピールできる、そういった機会を積極的に設けるなどいたしまして、マッチングの強化に取り組んでおります。

また、地方公共団体とも連携いたしまして、就職フェアを始めバス・タクシー運転士体験会といった各種イベントも企画いたしまして、人材確保対策を推進しているところでございます。

本日の審議会では、こうした山口労働局における上半期の取組状況、それから取組の中で明らかとなりました課題、今後の対応につきまして先ずは説明をさせていただきます、その後委員の皆様方から御審議を賜りまして、今後の行政運営に的確に反映して参りたいとそういうふうに考えております。是非とも、忌憚のない御意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【監理官】

それでは、これから次第に従いまして議事に入らせていただきますが、会長が選出されるまでの間、引き続き事務局で進行させていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは最初の議事であります「山口地方労働審議会会長の選任及び会長挨拶」でございます。その前に、会長及び会長代理の選任の根拠となります地方労働審議会令につきまして、事務局からご説明をさせていただきます。

まず、レジュメの5ページ、6ページにあります「地方労働審議会令」を御覧いただきたいと思います。

第5条で「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」ということになっております。また、会長代理につきましては、第5条第3項で「公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する」ということになっております。

以上のとおり、会長につきましては、地方労働審議会令第5条により公益委員の中から選挙していただくことになっております。

どなたか候補の方を御推薦いただけませんかでしょうか。

【藤田委員】

「よろしいですか。すみません。労働者側の藤田でございます。引き続き有田委員に会長をお願いしたいと思っております。」

【監理官】

ただいま、有田委員に引き続き会長をと、お話がございましたが、委員の皆様いかがでございましょうか。

【各委員】

異議なし。(一同拍手)

【監理官】

皆様から異議なしということで御賛同いただきました。
有田委員、よろしいでしょうか。

【有田委員】

はい。

【監理官】

それでは、有田委員に本審議会の会長をお願いしたいと思います。
会長が選任されましたので、有田会長に御挨拶をいただき、これから議事

の進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

「皆様おはようございます。会長に選任していただきました有田と申します。よろしくお願いいたします。本日は上半期の労働行政につきまして、審議会の皆様のご意見を伺うということになっております。先ほどの局長の御挨拶にもありましたように、この間法改正が続いております、いろんな制度改革が目まぐるしく続いているところでございます。その運営に当たりまして、遺漏のないよう労働局のほうでも色々と対応をなさっているのですが、委員の皆様からお気付きの点を、忌憚のないご意見を本日いただければと思います。どうぞ議事進行に御協力よろしくお願いいたします。

資料の関係で、着座で進行させていただきます。

では、次の議事となります。会長代理の指名ですが、地方労働審議会令、先ほど御覧いただいたかと思いますが、第5条第3項に基づきまして、

「会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから
会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」

と規定されております。

そこで、会長代理につきましては、引き続き丹佳子委員にお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【会長】

どうも御承認いただきありがとうございます。では丹佳子委員、よろしいでしょうか。

【丹委員】

(承諾)

【会長】

よろしくお願いいたします。

引き続きまして、議事録署名委員の指名でございますが、輪番によりまして労働者代表委員は藤田委員、それから使用者代表委員は寺田委員にお願いしたいと思います。

両委員におかれましては、後日、事務局が作成します議事録の内容を御確認いただきまして、御署名をいただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、3番目の議事に入ります。「令和元年度上半期労働行政の実施」

につきまして、小笠原総務部長から一括して御説明をお願いします。

【総務部長】

総務部長の小笠原でございます。お世話になっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから、本年度の上半期における行政の取組状況と、取組の中で明らかとなった課題、それから対応などについて御説明させていただきたいと思っております。着座で説明をさせていただきます。

御覧いただく資料でございますけれども、一つは「実施状況」と書いてあるインデックスでございます。横になっている資料でございます。もう一つが「あらまし」と書いてあるインデックス、「労働行政のあらまし」カラーどりのもの、この2種類を使って御説明をさせていただきます。「実施状況」の方ですけれども、作りでございますが、左から2列目の欄には「取組状況や実績」をまとめております。中でも重点的に取り組んだ事項には◎を付しております。3列目の欄には取組状況を踏まえた「課題、対応」をまとめております。1番右側、4列目には「取組担当部署」を記載しております。

上半期でございますが、山口労働局におきましては重点的に取り組んだ事項、大きく2点でございます。

一つ目は働き方改革の推進、とりわけ中小企業への支援。

もう一つは人材確保対策でございます。

具体的に、御説明をさせていただきます。

まず初めに「働き方改革による労働環境の整備、生産性の向上の推進」についてでございます。

あらましの1ページ、それから実施状況の1～3ページを御覧いただければと思います。まず、働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援でございますが、アの「中小企業・小規模事業者等に対する支援制度の利用促進」についてでございます。一つ目の◎「『働き方改革サポートオフィス山口』の利用促進」についてでございます。オフィス山口と呼ばせてもらいますが、オフィス山口では、働き方改革に取り組む中小企業の皆様からの求めに応じた支援を行っています。このオフィス山口は、山口労働局の委託事業として昨年度から開設をしております。本年度でございますが、地域の商工会議所、商工会のほか、企業融資を行う金融機関に対しても、オフィス山口の周知と事業への協力依頼を行いました。この結果、オフィス山口の認知度が上がりまして、窓口相談の設置申込件数、個別訪問支援申込件数の実績も上がるようになってまいりました。引き続き働き方改革に取り組む中小企業に御利用いただけるよう、このオフィス山口の周知に努めるとともに、丁寧な相談・支援を進めてまいります。次でございます。「時間外労働等改善助成金」についてでございますが、これは今後もあらゆる機会を捉え周知を行って、助成金を活用

いただくよう努めてまいります。

次でございます。実施状況 3 ページになります。「やまぐち働き方改革推進会議」でございます。先日、11月18日でございますが、県庁のほうで幹事会が開催されました。県・労使関係団体を始め、関係機関と情報共有を図りながら、山口県における働き方改革の機運醸成を図ったところでございます。

続きまして、(2) になりますが、長時間労働の是正を始めとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備等についてでございます。実施状況 3～11 ページになります。3 ページの下のほうからになります。一つ目の◎「過重労働への取組」についてでございます。非常に大事な施策でございます。具体的には、労働基準監督署が把握する様々な情報のうち、過重労働が懸念されるすべての事業場に対して、速やかに監督指導を実施しております。そして、違法な長時間労働あるいはサービス残業が認められた場合には、是正勧告を行うなど、労働基準監督機関としての厳正に対処を行っております。「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」の徹底を図っているところでございます。

次に、実施状況 4 ページになります。◎「働き方改革関連法の周知」でございます。来年 4 月から時間外労働の上限規制等が中小企業にも適用されることになります。中小企業が円滑に対応できるように法の周知・支援の取組を重点的に実施しております。県内各地で説明会を開催しておりまして、これから年度末にかけて、多くの機会を捉えて、集中的な周知を実施してまいります。一方、労働基準監督署におきましては、署の窓口「労働時間相談・支援コーナー」というものを設置しております。このコーナーにおきまして、労働時間全般、働き方改革関連法などの相談に丁寧に対応しております。引き続き御活用いただければと思います。次に、実施状況 5 ページになります。過労死等防止の関係でございます。今月 11 月は『過労死等ゼロ』を目指した過労死等防止啓発月間」を展開しているところでございます。恐縮ではございますが、基準部資料の 1 と 2 を御覧いただければと思います。青のインデックスで基準部資料の 1 と 2、ここに関連するリーフレットを添付しております。今月開催予定のシンポジウムの資料でございます。今回のシンポジウムでございますが、過労自殺した電通の社員の御家族の方が御講演されるということになっております。もう一つ 11 月でございますが、今度は環境室資料を御覧いただければと思います。環境室資料の 2 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」。これも今月 11 月に展開しております。中小企業が、大企業、親企業からの発注によりしわ寄せが生じて、働き方改革の取組に支障がでることがないように、機運の醸成を図っているところでございます。

恐縮でございます。「実施状況」の方に戻って頂きまして 5 ページでございます。真ん中辺りの○になります。「申告・相談への対応」についてでございます。労働基準監督署には労働者からの申告・相談等が今なお多く寄せられて

います。これらにつきましては、引き続き懇切丁寧な対応、速やかな監督指導を実施してまいります。次に「最低賃金の周知」の関係でございます。山口県の最低賃金、今回引上げ額 27 円となります。「時間額 829 円」に改正をされました。10 月 5 日に発効されております。現在、改正された最低賃金額の周知に努めております。また、4 業種の特定最低賃金につきましても、恐縮です、労働基準部資料 3 をご覧いただければと思います。この資料にありますとおり改正されました。12 月 15 日の発効に向けてこれも周知広報を図ってまいりたいと考えております。

次でございます。あらましの 2 ページ、実施状況 6 ページになります。下のほうになります。「イ 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進等」の関係でございます。一つ目の○「改正労働時間設定改善指針の周知徹底」、二つ目の○「勤務間インターバルの導入促進」、それから三つ目の○「年次有給休暇の取得促進に係る周知・広報」、これは今後もしっかり周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、実施状況 8～10 ページになります。労働災害防止の関係で「第 13 次労働災害防止計画の 2 年目における取組」でございます。第 13 次防止計画の数値目標は、

平成 29 年の死亡者数を 5 年間で 15%以上減少させる

それから、死傷者数を 5 年間で 5%以上減少させる

という目標を掲げております。今年度でございますが、取り組み状況は 9～10 ページの「○」にありますように「死亡災害の撲滅を目指した対策の推進」、それから「労働者の健康確保対策等の推進」、「災害の減少がみられない業種等への対応」、「化学物質による労働災害防止対策」のこの 4 つの事項を重点的に取り組んでおります。令和元年の労働災害でございますが、基準部資料を御覧いただければと思います。基準部資料 4 になります。表題グラフで記載しております。9 月末現在の状況でございますが、先ほど局長の方からもございましたように、13 次防の 2 年目としては大変厳しい状況になっております。死亡災害撲滅を目指した対策につきましては、今後もしっかり取り組んでいかなければいけないと考えております。実施状況の方に戻っていただきまして、8 ページから 9 ページにかけてそれぞれ対策を記載しておりますが、発生件数の多い墜落転落災害の防止に取り組むということ、それから労働者の健康確保対策につきましては、労働者 30 人以上の事業場に対するメンタルヘルス対策の指導を引き続き取り組んでまいります。

さらに、労働災害の減少がみられない、第 3 次産業及び陸上貨物運送事業に関しましては、これもしっかり当局独自リーフレットを使用した指導を継続してまいります。

次でございます。実施状況 10 ページになります。「エ 労災保険の給付について」でございます。請求状況につきましては 10 ページでお示ししていると

おりでございます。近年の特徴といたしましては、石綿関連疾患の請求が増加傾向にございます。この表にありますような請求に関しましては、調査期間の短縮に努めて、引き続き迅速・公正な処理に努めてまいります。

続きまし実施状況 11 ページになります。「オ 労働関係法令の普及等に関する取組」についてでございます。これから社会人になる、あるいは、在学中にアルバイトをする学生・生徒の皆さんに、労働関係法令の知識を習得いただくことが重要です。講義、説明会、相談会を実施しております。今後も大学や高校などに出向いて、労働法制の周知説明を実施してまいります。

続いて、実施状況 11 ページの真ん中あたりからになります。(3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保でございます。「ア パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の周知及び事業主に対する支援」でございます。一つ目の◎で、重点事項で取り組んでまいります。「パートタイム・有期雇用労働法の周知」でございます。この法律、来年4月から大企業、再来年の令和3年の4月から中小企業で施行となります。これから周知に努めてまいるところでございます。大企業への周知を集中的に行ってまいります。年明けになりますけれども、1月15日に下関地区、1月17日に山口地区において、説明会を開催いたします。また、実施状況 12 ページになりますけれども、下のほうになります。改正労働者派遣法の周知にも努めてまいりたいと考えております。実施状況 13 ページに移りまして、「『働き方改革サポートオフィス山口』等における相談支援」について。これは、同一労働同一賃金にどのように取り組んでよいか悩まれている中小企業に御活用いただくため、オフィス山口に相談窓口を設置しております。御活用いただくよう努めてまいります。次になりますけれども、「キャリアアップ助成金の活用については、引き続き周知に努めてまいります。

次のページになります。実施状況 14 ページでございます。「正社員転換プラン」についてでございます。「正社員転換等の促進」、これは現状では、正社員求人は増加していますが、正社員就職件数、これが減少しております。そのため、引き続き求職者ニーズを的確に把握するなどマッチング精度を高めた上で、就職に向けた課題を解決する上で必要な支援を行ってまいります。また、キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者の正社員転換に有効な支援と考えております。今後も御活用いただけますよう、積極的な周知に取り組んでまいります。また、非正規雇用労働者の待遇改善に向けて、今後も企業指導を実施してまいります。関係法令の周知にも努めてまいります。

実施状況 15 ページ下のほうになりますが、「無期転換ルールの普及」、これは相談自体は落ち着いてきておりますが、今後も特別相談窓口においてしっかり対応してまいります。

続きまして実施状況 16 ページになります。(4) 総合的なハラスメント対策の推進になります。まず一つ目の○「相談体制の整備」についてでございます。

ハラスメント相談件数、これは高い数値で推移しております。相談に対しては、引き続き雇用環境・均等室で一元的に対応するというので、相談者の利便性を図ってまいります。次の○「セクハラ・マタハラに関する関係法令の周知・指導」でございます。17 ページになりますけれども「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組」、これらに関しましては、引き続き事業場への指導を実施してまいります。今後示される指針を含めてしっかりと周知をしてまいります。

実施状況 18 ページになります。(5) になります。「個別労働関係紛争の解決の促進」についてでございます。一つ目の○「助言・指導やあっせんによる紛争の解決」。これは、あっせん参加率は昨年度と比較して低調でございます。参加率が向上するよう引き続きすべてのあっせん被申請者に参加勧奨も行ってまいります。その他あっせん参加者の利便性を考慮して出張あっせんも実施してまいります。

次の(6)、18 ページの下のほうになります、「柔軟な働き方がしやすい環境整備等」につきまして、これはテレワークになります。テレワーク、これは引き続きガイドラインを周知してまいります。企業訪問時などに導入状況の把握に努めてまいりたいと思います。

次になります。実施状況 19 ページ以降になります。(7) 治療と仕事の両立支援についてでございます。引き続き「治療と仕事の両立支援ガイドライン」の周知に取り組みます。また、次の○になります、「企業と医療機関の連携が促進するよう山口県両立支援推進チームで作成をいたしました「治療と仕事の両立支援連絡帳」、これの普及にも取り組んでまいります。この連絡帳でございますけれども、これは、疾病を抱えた労働者の方と主治医とそれから企業関係者、この三者の情報交換ツールとして山口労働局チームで作成したものでございます。続きまして、実施状況 20 ページになります。「がん等の疾病により長期療養が必要な求職者に対する就職支援」につきまして、これはハローワーク宇部、徳山、岩国、この3所において「がん拠点病院」と協定を締結した上で出張相談を行っております。今後、ハローワーク下関にも就職支援ナビゲーターを配置して、県内のすべての「がん拠点病院」に出張相談を行うことにしております。

次(8)になります。生産性向上の推進でございます。一つ目の○「業務改善助成金の周知」でございます。この助成金は利用が低調な状況でございます。賃金引上げを図り、生産性向上に取り組む事業主にとってはこの助成金、非常に有益な制度でございます。引き続き御利用いただけるように周知に努めてまいります。二つ目○「キャリアアップ助成金等」の関係になります。21 ページになります。このキャリアアップ助成金につきましては、先ほど実施状況 13 ページにおいて、御説明させていただいたとおりでございます。もう一つの人材確保等支援助成金につきましても、これも御利用いただけるようにしっかりと

周知に努めてまいります。

続きまして、「人材確保支援や多様な人材の確保促進、人材投資の強化」についてでございます。実施状況 23 ページになります。これから御説明させていただきます「人材確保対策」も、本年度、山口労働局が重点的に取り組んでいる施策でございます。

まず最初「ア」になります。◎になっておりますけれども「ハローワークにおけるマッチングの機能の充実」でございます。職業安定行政につきましては、ハローワークが積極的、能動的に、求職者と求人者の条件を照らし合わせて、両者の適合性を追求してその結合を図る取組、これを「マッチング」。これが重要な施策の柱となっております。まず、一つ目の◎「求人者担当者制、求人事業所見学会等の実施による充足支援の強化」についてでございます。人手不足が深刻化する中で、更に求人の充足件数を引き上げていくことが必要になってまいります。そのため、求人者、企業が求職者に対してアピールできる機会を増やす、これが重要でございます。ハローワークの会議室を利用いたしまして、こまめにミニ求人説明会を開催しております。それから応募前の職場見学などの取組を拡大することにしております。実施状況 24 ページを御覧ください。

「求職者の相談窓口への誘導及び潜在的求職者の掘り起し」についてでございます。雇用情勢が着実に改善が進む中で、求職者の数が減少しております。現状でございますが、ハローワークの求人情報を御覧になっているけれども相談窓口を利用していないという方々に対して、ハローワークの支援メニューをPRして、ハローワークの窓口に足を運んでいただき登録をしていただくよう誘導しています。しかし、来年1月から段階的ではございますけれども、今後はハローワークに来所していただかなくても、足を運んでいただかなくても、インターネットで求職登録することや求人に直接応募することが可能となるように、ハローワークのシステムの刷新・更改を図ることにしております。これによりまして、インターネットでの求職登録者と来所される求職登録者を合わせた利用者の数が、現在の利用者の数よりも増えるというメリットがありますが、一方で、来所の必要がない方も出てくるということで、来所者数が減少することが懸念されます。そのため、インターネットを利用されている方々に対して、新しいシステムのメール機能、これを活用いたしまして、相談窓口を利用するメリットをPRするというところを行いまして、来所を促して参ります。システムの刷新・更改によりまして、これまで以上に御利用・御活用いただきやすいハローワークを目指しているところでございます。

実施状況、次 24 ページ、「イ」になります。「地方公共団体と一体となった雇用対策の推進」でございます。一つ目の○「協定に基づく雇用施策の推進」についてでございます。山口県などと連携して合同就職説明会を開催しております。しかし近年は、参加者の減少が課題となっております。そのため、高校生につきましては、開催時期を1か月前倒しして、6月に開催いたしました。

そうしたところ、大幅に参加者が増加をいたしました。一方、大学生の参加者は依然として減少傾向に歯止めがかかりません。今後でございますが、新卒応援ハローワークにおいて12月中を目途にLINEを開設いたしまして、求人説明会などの情報発信を強化してまいります。

次(2)になりますけれども、人材確保支援の総合的な推進等についてでございます。実施状況25ページでございます。一つ目の◎「人材確保対策コーナーを中心とする人手不足分野への就職、求人充足の支援」についてでございます。人材確保対策コーナーを中心に、人手不足分野への人材確保に取り組んでいるところでございます。特に、建設、運輸分野、これは有資格者や経験者が少なく求職者の確保に課題がございます。そのため、運輸分野につきましては、企業説明会やバス・タクシーの運転士体験会を実施してまいりました。一方、建設分野におきましては、働く社員の体験談や建設業界の魅力を掲載した冊子をリニューアルいたしまして、求職者の関心を高めて応募に繋がりたいと考えております。

それから女性活躍の推進、これは引き続きになりますが、規模101人以上300人以下の企業、これで届出を行っていない企業、これに対してはしっかり周知を図ってまいります。「データベース」の関係につきましても、これも求人者・求職者双方への利用、登録を推進してまいります。続きまして、27ページになります。3つ目の○「えるぼし」の関係でございます。これは「認定の周知、認定の取得促進」について、引き続き企業指導の機会に周知を図ってまいります。

27ページ下のほうになります。均等待遇の推進の関係でございます。不利益取扱いへの対応でございます。

1ページめくっていただきまして28ページになります。「妊娠・出産等の不利益取扱い」、これは引き続き指導してまいります。それから「セクハラ・マタハラ等の相談対応」につきましても、丁寧な対応に努めてまいります。

続きまして実施状況29ページになります。(4)になります。職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進でございます。「ア 育・介法の確実な周知及び履行確保」、これはしっかり今後も指導・周知を図ってまいります。

「イ 男性の育児休業取得等の促進」、次のページ下のほうになります。「イクメンプロジェクト」サイト等をしっかり周知してまいります。

実施状況30ページ、もう一枚めくっていただきますと、ここでは「ウ 両立支援に取り組む事業主に対する支援」でございます。今後も各種説明会を通じて周知を図ってまいります。

31ページ下のほうになります。「次世代育成支援対策」、これは「くるみん」の関係でございます。上半期でございますが、「くるみん」よりも、より高い取組を行った企業が認定を受ける「プラチナくるみん」、これを1件認定しております。

次、もう1枚めくっていただきまして、32ページ「障害者の活躍促進」についてでございます。このなかで「関係機関との連携、支援」、「しごとサポーター養成講座の積極的な実施」。これはですね、特に支援の必要な障害者の多くは、精神・発達障害者でございます。ハローワークにおきましては、定着支援を視野に入れて関係機関と連携したチーム支援を積極的に行ってまいりました。また、今後も基礎知識を学ぶ講座も開催してまいりたいと考えております。

続きまして33ページになります。高年齢者等の就労支援・環境整備の関係でございます。これは引き続き65歳までの継続雇用制度の徹底を図ってまいります。それから70歳までの継続雇用制度の導入に向けての働きかけを行ってまいります。

実施状況34ページ、下のほうになります。(7)「若者に対する就労支援」でございます。一つ目の○「ユースエール」についてでございます。これは今後でございますが、新卒応援ハローワークで開設予定のLINEを活用し、ユースエール企業の情報を発信していきたいと考えております。

次35ページ、(8)になります。「生活困窮者・特別な配慮が必要な者等への対策の推進」でございます。山口県的生活保護率が減少する中で、地方自治体からの円滑な送り出しが必要になります。引き続き自治体と連携してまいりたいと考えております。

続きまして(9)でございます。実施状況36ページになります。重層的なセーフティネットの構築でございます。「ハロートレーニング(公的職業訓練)を生かした就職支援」についてでございます。一つ目の○「職業訓練への適切な受講あっせん」、それから二つ目の○「職業訓練修了者に対する就職支援」についてでございます。この9月でございますが、山口県出身でAKB48のメンバーでございます「下尾みう」さんをハロートレーニング・アンバサダーに任命いたしまして、「メディアツアー」それから「山口県政の番組放送」を実施し、職業訓練希望者の掘り起しを図ったところです。「メディアツアー」は、多数のメディアで放映していただいたところでございます。

続きまして実施状況39～40ページでございます。「3 労働保険適用徴収業務の適正な運営」でございます。引き続き「未手続事業一掃対策」それから「収納率の向上」これをしっかり図ってまいります。

最後に、「4 電子申請の利用促進」ということで41ページでございます。電子申請、これもですね、利用者の利便性向上ともう一つは行政手続コストの削減、これを図っていく必要がございます。引き続き機会を捉えて周知、利用促進を行ってまいります。

最後に「労働行政のあらまし」、カラー刷りのほうを御覧いただければと思います。表紙を御覧いただければと思います。山口労働局といたしましては、本年度下半期もこのあらまし表紙でございますように、枠で囲っております太字で記載した二つの重点課題「働き方改革の推進」と「人材確保対策」、この

二つを中心に県内の総合労働行政機関として、管内の情勢に対応した雇用・労働対策を推進してまいりたいと考えております。

以上、上半期の推進状況についての説明させていただきました。ありがとうございました。

【会長】

どうもありがとうございました。それでは、これから審議に入りたいと思います。委員の皆様からの御意見、御質問をよろしく願います。

【会長】

それでは私から。実施状況の19ページのところに、「自営型テレワークや副業・兼業の就業環境の整備」というところがございますけれども、これとですね、特に自営型で在宅就業するというのを考えたときに、例えば重度障害者の方とかで、なかなか通勤が困難だという場合に、在宅就業の形態も一つの方法かなと思ひまして。確か障害者雇用促進法の中にもそういう場合に個人就業の障害者の方に発注した事業主に対して、雇用調整金か何かのほうで特別な助成をするという制度があったと思うのですけれども、山口労働局として何かそういう施策としてお考えがあるのかということをお伺いしたい。

もう一つは、失業時の問題ですけれども、雇用保険の支給統計についての問題が取り上げられていたのですけれども、もう一方で求職者支援制度も動いているはずなので、そちらの運用状況はどうかということをお伺いしたい。例えば廃業されたような自営業の方が今度雇用労働につくといった時に雇用保険の被保険者ではないので、そうすると求職者支援のほうに該当するということがあると思うのですけれども、今の状況がどういう状況かわかりません。その廃業者が増えているのかどうか事業者の状況はわかりませんが、そういった方々の対応とかという点ではどういうふうな感じかと。ちょっと記載がなかったのですから、以上の二点ほどお伺いしたいと思います。

【局長】

本日ですね、職業安定部長の田口ですけれども、少し体調を崩しております。今日は休暇をとっております。オブザーバーとして、担当課長が出席しておりますので、担当課長の方から説明させていただきます。

【職業対策課長】

職業対策課長の瀬田でございます。

まず最初に言われました重度障害者の施策とありましたけれども、特段、労働局としてそういう制度というのはないのですけれども、各ハローワークのほう

で求職者として障害者の登録がございますので、その中で自宅から通うのが難しいというような相談がございましたら、各企業の方と、そういう方がいるんですけどどうでしょうかと、ハローワークの職員と直接本人とが話しまして、希望するような企業、求人条件がございましたら、事業所のほうと話をしていくというような形をとっております。労働局のほうではそういうので困っているとかそういう電話が多いとか特には聞いてない状況でございます。

【訓練室長】

訓練室の白井でございます。

支援制度の状況について説明させていただきます。求職者支援制度につきましては、ハローワークの相談窓口のほうで訓練希望者に対しては一律御説明しているところでございます。利用状況について若干御説明させていただきます。平成30年度の利用状況が初回の方が31人いらっしゃいました。今年度8月時点での利用状況が今15名でございます。ほぼ同じような状況で推移しているという状況でございます。以上でございます。

【雇用環境・均等室長】

雇用環境・均等室の原田と申します。皆様お世話になっております。

テレワークについてでございますけれども、今月がテレワーク月間ということで、行政も少し力を入れて周知など進めているところですが、先ほどちょっとご質問にございましたように、もし何かうちでテレワークをと考えられたいという場合には、テレワーク相談センターというのが設けてございますし、それからテレワークコースの時間外労働等助成金という制度もございますので、必要であれば御紹介もしていきたいと考えております。

【会長】

ありがとうございます。最初のほうですけど、自営型ではなくて最初の障害者への御説明はむしろ雇用される場合で、就労の場所を会社ではなくて自宅でもできるようなテレワークというパターンですよね。

【職業対策課長】

はい。

【会長】

自営型をどこまで逆に労働行政として進めるべきかという悩ましい問題もありますけれども、場合によってはそちらの方がいいという希望がある場合には、多分そういう対応をされるのかなと思います。ぜひ、障害をお持ちの方の雇用のチャンスというか、雇用にかかわらず就労する機会を、できるだけ広く

と思っていますので、よろしくお願いいたします。

もう一件だけ質問です。福祉行政との連携をどういうふうに労働行政が図られているかということなんですけども、障害者の総合支援法で、福祉的な就労、A型とかB型とかありますけれども、基本的には方向としてはそういう福祉的な就労から一般的な就労に繋いで行くという方向性を指向しているというふうに認識しているのですけれども、そうなりますと、多分労働行政のほうとの連携というのが非常に重要になってくると思っていますのですが、その辺りについて山口労働局として何か施策をお持ちなんですか。

【職業対策課長】

福祉的な施策というよりもですね、労働局、職業対策課をメインとして障害者の担当職員がおりますので、今言われました福祉を始めまして、就労移行事務所等、それから外郭団体になりますけれども、障害者職業センター等々ですね、それぞれハローワークに来られた求職者がいきなり先ほど言われましたように、すぐ就職に難しいというような方が当然たくさんおられますので、そういう方も先ほど言ったところの関係機関を参集したですね、説明会なりに、いつもうちの方から出席をしておりますし、チーム支援としてそれぞれのその障害者も利用している先ほど言った就労支援機関さんを含めたところとチーム支援を組んで、就職に結びつけていくような施策をとっております。

資料 32 ページ、33 ページになります。障害者の関係載せておりますけれども、特に支援の必要な障害者の多くが精神・発達障害者というような形でチーム支援を行っているというように書かせていただいております。で、その隣の課題、対応の方ですけれども、企業に対して就労支援機関を周知する必要があるためというふうに書かせていただいております。障害者は、特に精神・発達のような方については、当然就職するまでも難しいものがあるのですけども、定着していくためにですね、やはり先ほど言ったような機関を就職する前から利用されておられて、そのまま就職された場合には、もし就職後に何か困ったこと、悩み事があった場合にそういうところが相談に乗ってもらおうよう、ハローワークを含めてやっておりますので、企業の方にも直接雇用される方もおられますけれども、そういったことを知って頂くということも重要だと考えておりますので、こういうセミナーを今幅広く県内各地で9月以降やるようにしております。ということです。

【会長】

どうもありがとうございました。連携されているということで。認識いたしました。どうもありがとうございました。他に、何か皆様の方でございませうか。

【中元委員】

よろしいでしょうか。

【会長】

はい、どうぞ。

【中元委員】

連合山口の中元です。よろしくお願いいたします。この会に4年ぶりに参加させていただいていますが、私の方から2点ほど。

一つは基本的な労使の共通な課題ということになるかと思いますが、健康で安全に働くということがやはり最も重要なことだろうというふうに考えております。今回の資料で重点実施事項ということで、健康という面ではですね、いわゆる働き方改革であったり、長時間労働の防止といった◎の対策がたくさん出ていますが、片やその安全という視点で見ると、死亡災害が8件から7件に減ったとはいいいながら、相変わらずでていますと様々な分析がされている中で、安全面という重点施策◎がないような気がします。おそらくその他の◎のところでも安全面でも網羅されているだろうと思うのですが、そういった安全の重点対策の視点がどこにどういうふうに盛り込まれているのかというのが1点。

それともう1点が、ページ数でいうと39ページ、労働保険の適用の関係で上側の○印の未手続事業一掃対策ということに取り組まれております。その右側の【課題】のところでは把握と手続指導は順調に進んでいるといふように記載がされていますが、その左を見るとですね、「未手続実施状況（9月末時点）」で未手続事業把握数、これについては78%、目標に対してということだと思っただけですけど、手続指導が56.9という表記になっています。これはおそらく年間を通して半分で56.9なので順調に届くだろうというふうに思うんですけど、これが最終的な年度の終わりの時に100%本当にいけるのかなと思っただけです。把握するのに時間はあまりかからないと思うんですけど、指導というのは時間も手間もたくさんかかるとお思いますので、そういった意味では成立事業数というのは相手があることですから、なかなか難しいかもしれませんが、少なくとも手続指導件数が目標に対して、年度末、思ったような進捗になるようにぜひ取組の強化のほうよろしくお願ひしたいと思っただけです。以上です。

【健康安全課長】

健康安全課の末廣と申します。私からは災害の関係について御説明します。まず安全面についての重点課題ということで、今日の資料の中で、死亡災害の関係として墜落災害の防止を挙げています。死亡災害は9月末時点で7件中4件が墜落災害です。4件を分析してみると、墜落防止対策が十分でなかったと

ということが散見されます。今年2月1日に安全帯が墜落制止用器具という形で名称が変更になり、墜落対策の基本部分の改正がありました。この関係の周知に特に今年は力を入れております。同じく山口局において死亡災害は近年少なくなっておりますが、林業の関係の大きな改正が8月1日に行われております。この林業の関係の改正につきましても、周知ということで力を入れております。事故の件数全体でみると、全業種横断的に発生している転倒災害、これに対して全国的に転倒災害プロジェクトで対応しておりますが、山口局におきましては、災害の内容を分析しますと、特に第3次産業に多く転倒災害が発生しているということで、本日の資料に付けておりますが、第三次産業の転倒災害等に注視した周知広報、削減防止対策に力を入れている状況です。以上です。

【労働保険徴収室長】

労働保険徴収室の大谷でございます。

未手続事業一掃対策につきましては、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会山口支部に事業を委託し、局と数値目標をたて取り組んでいるところです。事業の進捗状況を管理しながら、目標達成に向けて取り組んでまいります。

【中元委員】

災害のほうは◎ではないけれど重点的に取り組んでいるということになりますね。その他の◎のところを網羅しているわけではなくて。

【労働基準部長】

決して安全のランキング、施策のランキングが低いわけではありません。限られた行政資源の中でメリハリのある対応をさせていただいているところです。例えば、労働災害の減少がみられない業種をターゲットとした当局の独自のリーフレット、その災害の発生状況をみながらその都度作成する等、対応させていただいております。決して◎になってないからなおざりにしている訳ではないというところは御理解いただければと思います。

【中元委員】

はい。わかりました。

【会長】

ないですか。どうぞ。

【寺田委員】

今御説明いただきました実施状況の資料に基づきまして二つほどお伺いします。1点目は25ページでございます。25ページの(2)のところ「山口

県と連携したU J I ターン希望者の掘り起こし」という項目がございます。御存知のとおり県のほうでは今、県政の1番重要な課題ということで、人口減少対策、人口定住対策ということを掲げております。そういった意味で、県のほうでは今年度から東京圏から山口県に引っ越してこられたか方に対する移住支援金、あるいは市町でも、引っ越してこられた方に対する住宅の確保とかです。こういったことでいろいろな取組をしておりますけれども、ちょっとお伺いしたいのは、ここの【対応】のところですね。【対応】のところ、1番ページの下のところでございますけれども、労働局からハローワークに登録している山口県へのU J I ターン希望者に対する情報提供を行うとございます。こうした情報提供の中に、当然厚生労働省のほうからももちろん提供されるんではしょうけれども、地方自治体のU J I ターン者に対する様々な支援策についても情報を提供されておられるのかということ、県政の課題ということから県と連携してということでございますので、連携されておられるのかとお伺いするのが1点でございます。

それからもう1点がですね、同じく資料 32 ページから 33 ページにかけてでございます。(5)の障害者の活躍促進のところでございます。最近、企業の経営者の方とお話をして感じておりますのが、その障害者の雇用について大変積極的な企業の声をよく聞くことがあります。非常に障害者に対する評価が高くてですね、真面目にコツコツ働いてくれるであるとか、手抜きをしないだとか評価も高く、障害者雇用に対して積極的なんです。御懸念されているのが、通常の場合健康者の場合は健康管理はですね、それぞれやられていると思うんですが、障害者の健康管理をどうしたらと、どのように目配りがいくように管理すればいいんだろうかという事で悩まれている企業の声を結構聞きます。この辺の施策があればちょっと御紹介していただきたいと思っております。

【職業安定課長】

職業安定課の上野と申します。

まず1点目のU J I ターンの山口県との連携という御質問ですけれども、山口県と山口県雇用対策推進協定という協定を平成 26 年度末に結びまして、その時からU J I ターン、山口県に帰って来ていただける方を増やしていこうということで、山口県も以前からそういった施策をやっておられたんですけども、労働局、ハローワークの方でもですね、ハローワークは全国に約五百数十か所ございます。で、これが全部オンラインでシステムがつながっておりまして、山口県に就職して帰りたいというようなご希望の方がどれくらいいるかがオンラインで把握することができます。それについてですね、これを何とかうまく繋げられないかということで山口しごとセンターさんと、それから山口労働局の方で連携をしまして、その山口県に帰りたいと、山口県で働きたいというような方を把握しまして、流れとしましては、まず、いきなり本人さ

んに情報提供がいくとですね、なんで私の個人情報が出てきているというような御心配をいただくようになりますので、そこのところは、段階的にまず山口労働局から、例えば、大阪から山口に帰りたいという方がいらっしゃったら、まず大阪の労働局のほうに、山口に帰りたいというAさんという方が、例えば大阪のハローワークに登録いただいているので、その方にこちらから情報提供をしてもいいかどうかを本人さんに同意を得ていただけませんかという連絡をします。その本人さんから同意を頂いた場合に、山口しごとセンターと、私どものほうから求人情報を振ったり、山口県の方ほどおっしゃった定住促進の奨励金、あるいは市町が行っている支援、U J I ターンの支援策、そういったものを情報提供させていただくという流れにしております。

御参考までに、その実績といたしまして、平成 27 年度から始めておりますが、送付件数が約 550 件ございます。その中で、情報提供を希望しませんという方がやっぱりいらっしゃいまして、情報提供をしてくださいという方が、約 170 人いらっしゃいます。170 人の中で、県内に就職された方が 90 人いるという状況になっております。それから、私どもの情報提供以外でも U J I ターンをされた方っていうのがですね 102 名いらっしゃいます。

こういう形で、全国ネットのハローワークのオンラインを活用してですね、国は国、県は県というわけではなくて、県と一緒に連携してその方にピンポイントで情報提供をするということと心得ております。

【職業対策課長】

職業対策課の瀬田です。

障害者の件につきましては、特に健康管理というところになりますと、ハローワーク、労働局もそうですけれども、もし把握できるとすれば、企業、事業所の方からですね、そういう相談をもしいただければ先ほど言いましたように、そこに就職されておられる障害をお持ちの方は過去利用されておられた支援機関さん等と一緒に、企業の担当の方、もしくはその障害者御本人と一緒にお話ができることがあれば相談をして、どういうことに不安を抱えているとか、体調を崩す原因になっているのかというのを色々相談して、支援をしていきたいと思っております。

それから、特に今言われたのはメンタル面のことなのかと思うのですが、メンタル面で休職等されたような場合は、外郭団体に山口障害者職業センターというのがございますので、そちらのほうでリワーク支援、復帰に向けた支援というのをやっておりますので、そういうところにお繋ぎをしていくと。それでも、もし言われるようなことがございましたら、安定所のほうに来ていただきまして、現状どういう状況なのか、働ける状況なのかというのをまた相談させていただいて次の就職に向けた支援をしていくということでございます。以上です。

【寺田委員】

障害者を雇っている経営者の立場からの御質問だったんですけれども、どこまで健康管理を経営者がすればいいのかっていうので、そのガイドライン的なものがないようなのでちょっとお悩みになっているんですよね。ですから、ちょっと健常者の人が仕事を休んでも、まあそういったことは気にしなくても、障害者の方がちょっと休まれると、何かあったのではないかと色んなことを考えられているようなので。どこまで労働行政でそこをフォローするかというのもなかなか難しいかもしれませんけれども。全部が全部できないのはわかりますけれども、どういった感じで経営者として障害者を雇えばいいのか目安のようなことがあればと。ございますか。

【局長】

セミナーを今年度複数開催しているんですけれども、私もそのセミナーに1度出させてもらいましたけども、障害者支援におきましてはですね、このセミナーの中で専門の講師さんが企業の担当者の方におっしゃられたのは、会社はあくまでも働く中での支援、そして生活の支援は地域の就労支援機関がありますからそちらに任せると。そのメリハリをちゃんとつけなさいというような指導をセミナーではやっております。今おっしゃられたようにガイドラインがないものですから非常に悩ましいところだと思いますけれども、そういったメリハリのある、基本的にはやはり就労支援機関に協力を仰いで、企業と就労支援機関とが一体となってやるというようなことを積極的にセミナーでは進めております。

【会長】

さっきのご質問にちょっと関連して一つ伺いたいんですけれども。あのUJIターンで確か国の助成金か何かがあって、移住すると家族持ちだと100万円、単身だと80万円くらいでしたかね。それは県ですかね、自治体のほうでそういった計画を立てて、大臣の認定か何か受ける必要があったかと思うんですけれども。山口県はそれをされてないんですかね。実は福岡県は、そうした取組をしております。福岡県はおもしろいところで、九州各県と山口から若者を集めているんですけれど、福岡の若者は東京とかに持っていかれているので、それをどうやって戻すか、やはり県としても施策の重点になっているところで、労働行政のほうでも先ほどのような助成金を活用するということで、そういう計画の認定を受けて今年度から動いているようなんです。聞くのがかなり条件厳しくて、県が開拓しようとしている分野の企業と自治体の申請を受けて認定を受けるということのようだったと思っております。そこで雇用されて定着すると100万円とか移住費として助成金がでるということで、まだ動き出

したばかりでどのくらい効果があるのかわからないそうですが、国としても特に東京一極集中を避けるために、地方への移住者を首都圏から増やそうとしてそういう施策をされているようです。これを労働局として県にやってくださいというのも変な話ではあるんですけども、むしろここにお集まりの地労審の委員の皆様方には、そういう制度があるので県としてやっていってはどうなのかと。もう締め切られてて、次年度ないのか私もよく存じ上げませんが、ぜひそういうのを活用されるといいのではないかと思いますので。

その他委員の皆様の方で何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【海井委員】

二つほどお伺いしたいんですけども。19 ページにありました「治療と仕事の両立支援」なんですけど、【課題】のところ「両立支援連絡帳の普及を図る」とあります。私も個人的にこの春、前々回の労働審議会だったと思うんですけども、こういうのもあると聞いて、知人とかで悩んでいる人にこういうのもあるよとお知らせとかはしているんですけど、やっぱり知っている人がとても少ないです。ですので、治療とかっていうのは特にいきなり来るようなもので、介護と同じで予測不可能なものですので、自分のことでいっぱいになってしまおうと思うんですね。ですので、周知とかは「製本印刷を行うこととして配布を予定している」とありますが、ポスターとかそういったものが掲示がされているのかなっていう。支援連絡帳を作るのはもちろんなんですけれども、それが作成できるまでの間にも悩んでいる人たちがたくさんいると思いますので、そういった辺りにもう少し手を貸してもらいたいなと。他県の社会労務士さんだったと思うんですけども、山口県はとてもいいことをされているということも聞きましたので、せっかく今作っているんだったらもっともっと普及を早急にさせていただきたいなというお願いと、あと 26 ページの女性活躍推進のところなんですけどね、よくありがちなんですけど、%とか計画書をつくるどころとかの、%、数字ありきになっているところが多いんじゃないかなというふうに思います。なんのために女性活躍推進なのかということをもっと丁寧に扱わないと、意識の改革というのはなかなか簡単なことではないと思うんですね。女性のなかでもそう思っている人はたくさんいるんですけども、女性だったら誰でもいいのかっていう訳ではなくて、やっぱりそれなりの適材適所というのがあると思いますので、どうしてそれが必要なのかっていう周知をもっと丁寧に扱って、引き続きなんですけど説明をしていただきたいなという思いがあります。%とか何社が出来ていますよ、計画出来ていますよっていうんですけども、実際中身がそれに伴っているかというところではないものが多いと思いますので、その辺りを引き続きお願いしたいと思います。

【健康安全課長】

健康安全課の末廣です。両立支援関係、治療と仕事の両立支援関係でございますが、広報が不足しているのではないかと御質問でございます。

まずガイドラインの周知については、今回御説明のなかにも書いてあるとおりガイドラインの中身そのものになりますので、こういった機会を利用しているということを記載させてもらいました。制度そのものについては、実は全国的なポスター等たくさん印刷しております、かなり配布はしております。ただ山口県オリジナルでポスターは作っておりません。そういった工夫が必要だということを拝聴しました。これから何らかの対応を考えていきたいと思っております。あと連絡帳の関係は、山口労働局のホームページでダウンロードできるだけの対応です。印刷につきましては、山口産業保健総合支援センターで印刷をもらう予定であり、もうすぐお配りできるのではないかなと思っております。これにつきましても一度作っただけということではなくて、継続的に印刷をお願いするような体制は取りたいと思っておりますが、まずは連絡帳そのものがホームページのダウンロードだけでは不足しているということになりますので、実際にお配りして、使ってもらえるような対応を取りたいと思っております。以上です。

【海井委員】

すいません。あのポスターとかっていうのが山口県で作るものなので、連絡帳が出来上がるまでの間に、なにかこうあったらいいんじゃないかなと。QRコードとかつけておけば、今もう皆さまスマホとかやっていますから、絶対連絡帳がないといけない、印刷したものがないといけないってわけではないと思うんですよね。ただ山口県でこういった良いもの作っているよっていうことを知ってもらってというのが絶対大事なことだと思いますので、あの印刷するまでに期間があるのでしたら、白黒でも何でもいいと思うんです。一枚ものでいいので、早急に病院とかに配布してもらって、掲示板に貼ってもらうとか、そういう対応が出来れば、お願いしたいなという思いがあります。

【健康安全課長】

はい、今のご意見非常に参考になりましたので、対応を考えさせていただきたいと思っております。

【雇用環境・均等室長】

2点目のご質問に対して、女性の活躍推進ということなんですけれども、御承知のとおり女性活躍推進法が改正されましたので、今現在は301人以上の企業が女性活躍のための計画を作る義務があるということなんですけれども、今後それが101人以上に拡大されるということで、県内でも101人以上の企業

だと 500 近くありますので、その辺りも含めまして、丁寧な周知、説明には努めてまいりたいと思います。それから、やはり女性の活躍が出来る土台作りということで、例えば、女性が働き易いであるとか、安心して子供を産み仕事を続ける事ができるとか、あるいは、男性の育児参加などの辺りの意識啓発というところでもですね、機会あるごとに努めてまいりたいと思っております。

【奥田委員】

あのすみません。商工会連合会の奥田でございます。今日初めて参加させて頂いておりますので、ちょっと個人的感想になるかもしれませんが、ちょっと御意見を申し上げさせていただきたいというふうに思います。働き方改革で様々な取組をされているというのをですね、今日の御説明で十分わかったところでございますけど、個人的にちょっと感じますが、時間外労働の短縮とかですね、休暇の取得とかですね、そういった要はハードというか制度的なものについてはですね、非常に目立って取組をされていると思うんですけど。不幸にして過労死されているというようなときにですね、問題視されるのがそういう長時間、どれだけの時間外労働を強いられたかとかですね、休みが一切取れないとか、劣悪な環境にあるとかですね、そういった面にだけ着目されがちでですね、そういったところに対策を取るとというのが非常に万人受けするかなというところはあると思うんですけど。例えば本当いろんなケースがあると思えますけど、ただ単に長時間労働したからですね、ただ単に休暇等を取得できないという、そういう外形的なですね、形だけでですね、そういった不幸にも過労死等でお困りの方がですね、本当の原因はそこなのかなというところもちょっと感じる場所がございますので、その辺がいろんなケースがありますが、原因分析は十分になされているのかというのがお聞きしたいのと、やっぱりそういった人たちに精神的にそこまで追い込まれるという状況になっていると思いますので、例えば職場のフラット化であるとかですね、いろんな意味で自由に発言できるような職場の環境づくりとかですね、それこそ多様な働き方が選択できるようなそういったソフト面での施策というのがですね、なかなか見えてこないというところもありますので、その辺はどういうふうな取組をされているのかなというところをお伺いしたいと思います。

【労働基準部長】

基準部長の伊作でございます。過労死のところで発言させていただきます。過労死につきましては御案内のとおり平成 13 年の認定基準に基づいて処理をしているところでございますけれども、報道されているとおり認定基準の見直しについての議論が始まっておりまして、去年は労働時間以外の要素について医学的知見の収集を作業してまいりました。今年度につきましては、労働時間と睡眠時間との脳・心疾患の関係についての医学的な知見の収集をしているところ

でございます、これらは中央での話なので私ども細かいことは存じ上げないんですけれども、広く労働者がさらされる色々な労働時間、睡眠時間以外とかを踏まえての検討や検証が始まっているというところをお知らせさせていただきたいと思います。

【奥田委員】

すいません。お答えする前に質問しまして申し訳ないんですけど、労働局さんは国の制度に沿ってですね、そういう労働行政を進められるところでありますので、無理はないとは思いますが、先ほども言いましたように、対外的にですね、注目されている部分に対する対処療法的なですね対応が目立つのではないかと思いますので、是非ですね、いろんなケースでいろんな問題をですね、それぞれ深く掘り下げて分析していただきまして、本当にそこだけでいいのかと。他にも原因があるのではないかという気もしますので、そういったソフト対応にもちょっと力を入れていただければなということを御要望したいと思います。

【徳田委員】

弁護士の徳田です。今日初めて参加しましたので、すごく驚いております。他の審議会に比べてここは非常に皆さんがよくご意見を出されて。私はですね、時間を節約するためにたった一つだけちょっとお伺いしたいと思います。今説明いただきました重点事項実施状況一覧表の中の 35 ページですけど、「労働関係法令違反企業からの求人不受理」の【課題】のところ、事業主に対して更なる周知・啓発があるとあるんですけども。これ労働関係法令違反があると求人が不受理になりますと事業主の方に周知徹底すると。だから労働関係法令違反してはいけませんよという意味だと思うんですけど、それはもちろんそうしていただけてすばらしいことなんですけど、私がもし今から仕事を探そうと思う側だったら、ちょっと考えると、むしろ労働者のほうにもこの情報を積極的に広報していただいて、求人がハローワークに受け付けられているということは、労働関係法令違反がなかった企業なんですよってということがわかると、ハローワークの情報というのですね、一段と価値が高いといえますか、もちろん最近はいろんな媒体で、フリーペーパーとかでも求人情報があるんですけども。そういうところには誰でも出せる、でもハローワークに求人が受け付けられているというのは、労働関係法令違反がないからなんですよということになると、みんながすごく注目度が上がるのかなって思うんですね。先ほどインターネットでも今度から登録ができるということで、そうすると、もっと色々な人が、ハローワークの求人っていうのは、それは情報として価値が高いというふうに思ってくれて、もっともっとハローワークに人が集まって、ミニ求人とか、今までやってなかったことをハローワークでどんどんやっていただけて、

ハローワークを中心にどんどんみんなが自分に合った職業を探せるっていうのに繋がるのかなど、私はちょっと想像したので。もし可能ならばなんですけど、労働関係法令違反企業からの求人不受理の情報は事業主さんだけではなくて、労働者側の人にも、もっとたくさんお知らせしていただけたらと思いました。以上です。

【職業安定課長】

職業安定課の上野です。大変貴重な意見ありがとうございました。

現在、学卒求人は、求人が受取できないことになっておりますが、来年の3月からですね、一般の求人の中途採用求人も受取をいたしません、ということになっております。求人者の方は確かに求人の受取の際にですね、そういう話をする機会も多いんですけども、求職者の方、お仕事を探される方には、チラシとかの中にですね、求人の内容で面接行ったらこんなことを言われたとか、働いてみたらこんな条件が違っていたとかというようなことがあった場合には、すぐに遠慮なくハローワークに行ってくださいねというような、実はチラシもあるんですけども。今おっしゃったようにチラシもいっぱいありますので。機会を捉えてですね、一般求人も不受理になりますよということを、お仕事を探されている方にもですね、ハローワークの求人はそういう法令違反の求人はありませんよということをしっかりメリハリをつけて、インパクトつけてですね、ちょっと考えて作ってみたいなと思います。ありがとうございます。

【徳田委員】

ありがとうございました。以上です。

【会長】

すいません、徳田委員の御質問に関わってなんですけども、確かにその来年一般化するっていうときに、あの募集情報等提供事業者とかですね、基本的に求人求職受取の原則の例外っていうのが全部に係るので、別にハローワークだけじゃなくて、民間の事業者全体にかかってくるので、だからむしろそういう観点でみると、法令違反があったらすぐに言ってくださいと。そうすると、その民間事業者の場合、ちゃんと本来把握すべきですけど、事業者として把握しないっていうところが出てくると、そのまま受取され、それが流通してしまってますね、被害にあう求職者が引き続き出てしまうということになってしまうと思うので、むしろそちらの対策を、労働局としては何かお考え頂ければなというふうに思いました。

まだ少しございますので何か御御見等ございますでしょうか。はい。

【丹委員】

大学生を身近でみることのある山口県立大学の丹と申します。看護栄養学部におりますので看護師の人手不足などを実感している中での質問なんですけれども。

24 ページに「求職者の相談窓口への誘導、潜在的求職者の掘り起こし」というのがあります。この中でも「潜在的求職者の掘り起こし」が非常に重要だなどと思って聞かせていただきました。と言いますのも、ハローワークなどに求職者として登録していれば、病院側も大学側もこの人がしているんだというのがわかるんですけれども、実はそこまで行動に至らない人がいて、さらにその人たちの中には子育て一段落したからちょっと働いてみようかなって、なんとなく思っている人も多くいるように感じます。で、そういう人たちにしっかりとこうPRして登録をしていただいたり、こういった仕事もあるよっていうことが紹介できていると、本当にもう少しいろんな人が働いてくださるのではないかなあというふうに思っています。この「潜在的求職者の掘り起こし」に関して、転入者に対してということと求人情報誌の空きスペースを活用してということがあるんですけれども。この度、LINEの登録とかインターネットとか、様々な若者、若い人たちがアクセスしやすい情報の伝え方を工夫していらっしゃると思うんですけれども。この「潜在的求職者の掘り起こし」に関しましても、そういったツールの活用みたいなところはないのかなというふうに思っています。というのが、求人情報誌ってというのは、やはり求人をするという人しか見ないわけなので、そういう意識がそこまで昇っていない、そこまで高騰できていない人たちをターゲットにして、PRしていただく方法っていうのを何か考えておられるかどうかというところをお聞きできたらと思っています。

【職業安定課長】

職業安定課の上野です。今のLINEとかインターネットの活用ということでお話があったんですけど。来年1月、年明けからですね、約2年間かけて全国ハローワークの求人の紹介の仕方が大きく変わります。審議会の資料では、安定部というインデックスの中の6番の資料でございます。「ハローワーク業務・システムの見直し概要」という資料がございます。ポイントは上の方に書いてありますが、下の2番のところに来年のスケジュールが書いてございます。お仕事を探される方の目線での求職者サービスと、人を募集したいという求人者の目線での求人者サービスで、それぞれこの1月からと、それから上ですね、オレンジ色になりますけども、令和2年から令和3年度に向けて機能が充実していくということでございます。で、先ほどおっしゃったようにハローワークの求職者の方というのは、ハローワークに来ていただいて、登録されて求職者として表れるんですけれども、今でもインターネット上で就職活動される方は、たくさんいらっしゃる訳でございます。今度のシステムでは、ハローワ

ークに来られなくても、インターネット上で求職の登録をされて、先々は自分で御覧になられた求人へ直接、大学生がエントリーシートを送るような形ですね。簡単に言えば、いろんな書類を企業さんの方に直接お送りしていただいて、企業さんと面接日時を設定して、そこで面接をしていただいて採用になると。これまでハローワークに来なければというところが抜けてですね、就職活動ができるというメリットがございます。ただ、今度はそういった就職活動をしていく中で、何度も何度も面接するけど落ちる、不採用になるというような方については、やっぱり何らかの行政の支援が必要ということを考えております。そういった方には窓口にお越しになっていただいておりますね、そして、インターネットで就職活動をしている人についても、ハローワークの方からその方にアクセスというか、メールで連絡をして、どうですかハローワークでこういうサービス受けられますよ、こういう相談もできるんですよというような話をしながら、支援を必要とされる方はしっかりハローワークに呼び込んでいこうというふうに考えております。全体的には、ハローワークに来所される登録者の方と今までインターネット上で就職活動しておられる方が、同じこのハローワークのインターネットサービスの中で登録をしていただけるようになるので、利用者全体としては大きく広がっていくというふうに考えております。そういう利便性を使って、しっかりと国民目線で利用者サービスの向上につなげていきたいと思っております。それから、来年の話が出ましたが、今月中に新卒応援ハローワーク山口、新山口駅の近くにありますが、そちらの方でLINEを始めようと思っています。若者はLINEをするのは当たり前ですよ。そういった中でポスターやチラシなんかじゃ情報は伝わりません。そこで私どもも、新卒のハローワークでいろいろなイベントをやっております。それから山口しごとセンターさんと一緒にいろんな就職フェアとか求人説明会とか大規模なものをやっております。セミナーもやっております。そういった情報をしっかりLINEを使って学生さんや若者に情報発信して行って、より求人者の方と会える場を作っていくって、県内の企業さんもそこでしっかりアピールできるように、していきたいなと考えております。

【丹委員】

ありがとうございました。LINEは登録をしないときっと受け取りができないように思いますので、その登録の仕組みをハローワークにきた方だけではなくて、広く考えていただければいいかなと思っています。

【上田委員】

若者の話が出ましたので、私のほうからも。山口大学の上田と申します。

実施状況の同じく24ページなんですけれども、就職フェアへの若者の参加が減少しているという点で、方面の多くの方の御尽力によって開催されている

そのような就職フェアへのですね、学生の参加数が少なくなっているということは、2千数名の新卒者を出す側としましては大変申し訳なく思っているような次第です。それでひとつの方法として、もうそのような試みをされているのかもしれませんが、このような就職フェアをですね、いわゆる大学の学祭であるとかホームカミングデーでありますとか、そのような行事と同時開催というか同じ日にするような開催でありますと、参加者がでるのではないかと。なかなか一つの目的にだけにですね、学生はですね、忙しい忙しいと言ってですね、時間を空けるということがなかなかないんですね。ですので、そのような学祭であるとかそういう時とこうリンクしてですね、同時開催などはですね、山口労働局と地方市、山口県と下関、山口市と提携されているということもありますし、山口大学は山口県と連携しているということもありますので、そのような方法もどうかなというふうな感じで今お話を伺ってですね、考え付いた次第です。以上です

【職業安定課長】

ありがとうございます。今おっしゃったように、そういう学生さんが集まる場にうまくリンクして同時開催というような形のものができれば、私もいいかなというふうに思います。開催時期については、毎年、山口県さんとかそれから学校関係者の皆さんと、色々お話しする場もございますので、そういった場を使って、そういったことができないかどうかということも、検討させていただいて実現していきたいなと思います。ありがとうございます。

【田原委員】

使用者側の代表委員、田原と申します。よろしく申し上げます。

この度LINEを開設して頂くということ、前回言わせて頂いたことが少しはお役に立てたのかなというふうに嬉しく思っています。ありがとうございます。

私から2点なんですけれども、いま上田委員がおっしゃったように、大学生を集めて、この24ページのところですね、実際本当に就職フェアに人が来ないってというのは、大学の中でも企業説明会をやっていたくんですけれども、人気のある所とそうでないところがもう極端に分かれていることと、あとは、そこに入れない。特に中小は。大手を皆さんはやはり、学生でも人気があるので、今、色々なものが撤廃されている以上、中小はものすごくしんどくなってきているというのが実情なので、中小企業と大企業と上手にこう、なんですかね。中小企業も入れるように2日間にするとか。この時だけは地元企業にするとか。何か工夫をいただくと、中小の経営者の方も積極的に行かれると思うんですけど、もう最初から今はもう、中小の経営者さんは諦めていらっしゃる。それが現状ですね。求人をしてても人が来ないというところからすると、

どんだん、働き方改革、求人しても人が来ないの負のローテーションに入っているところで、大変なのが中小、もしくは零細です。そうなってくると、従業員さんの健康や安全を確保するところのしわ寄せがどこに来るのかというと、経営者です。それが、今山口県における後継者問題のワースト2位になっているというところだと思うんですね。だからどこで何を断ち切るのか、やはりバランスだと思います。

やはり今、あの働き側の方達を守りたいという気持ちはあるんですけど、少しは協力をしていただくことや、やはり働きたいと思っていらっしゃる方に働いていただく、ちょっとフレキシブルな対応というものも、して頂ければいいなと思うんです。で、新卒の方が県外に出られる一つの理由というのは奨学金の返済の問題が9割です。山口県で働いても返せないから、県外に出てお金のいいところに行く、もしくは大企業に行きそこをサポートしてもらおう。ということ掲げられると、中小は太刀打ちが出来ません。なので、これは県の方にも申し上げているんですけども、奨学金をサポートするような施策を打っていただけるだけでも、生活をキープできるというのが現状だと思いますので、ぜひ、そういったところでの検討、私たちにできる事も、もちろんさせていただきましても、行政のほうや国のほうで、そういった検討を一つしていただければ、中小企業の経営者が大変喜んでもっと頑張ろうと思うと思いますので、よろしく願いいたします。

【職業安定課長】

職業安定課、上野です。1点目は大学の中でのフェアとかに、中小の企業さんが入れないというお話なんですけど、これにつきましては、私にはちょっとお答えしにくいお話でございますけども、先ほどありましたように、学校関係者の皆様とのそういった意見交換する場とかも何回もありますので、そういったお声を頂いたということ、しっかりと伝えてまいります。

【田原委員】

すみません、いいですか、補足でいいですか。

すみません、言い方が悪かったです。山口合同就職フェアですね、キャンセル待ちがすごく続くんんですね。そういったところがあるので、中小の企業だけがする合同説明会とか、大手のみとかですね。そういった形で分けていただけると嬉しいという。すみません、言葉が足りませんで。

【会長】

そろそろ時間も残り少なくなってまいりましたので、何か御意見があるようであれば1件くらいは。

【会長】

よろしいでしょうか。では、審議はこれで終了させていただきたいと思えます。労働局事務局から何か連絡事項等がありますか。

【監理官】

特にございませぬ。

【会長】

長時間にわたり、審議に御協力いただきまして有り難うございました。

それでは、以上をもちまして令和元年度第1回山口地方労働審議会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。